

## 地制調第 33 回専門小委員会（H25.5.10）における各委員の発言要旨 （指定都市への事務移譲に伴う財源措置）

※一部言葉を補足

### 財政措置について

#### 林文字子臨時委員（横浜市長）

- ・ 必要な税財源は道府県税を市税に移譲する税源移譲により対応すべき。
- ・ 指定都市が個人県民税と個人市民税を一括徴収しているので、個人県民税の移譲が最も効率的。

#### 太田匡彦委員（東京大学教授）

- ・ 分かりやすいのは税源移譲だろうが、（団体ごとに）バラつきが出る。交付金の方が素直。
- ・ 需要が移ったので財源措置するというなら、交付税措置も素直。

#### 林宜嗣委員（関西学院大学教授）

- ・ 一番シンプルなのは基準財政需要額を丸々（積み上げる交付税措置）。
- ・ その場合、不交付団体をどうするか、指定都市の方が留保財源分が多くなるという問題が出てくる。

#### 辻琢也委員（一橋大学教授）

- ・ 県費負担教職員（の給与負担を）全部丸ごと交付金で交付税措置というのは無理な話で、税源移譲を考えざるを得ない。
- ・ 住民税所得割を中心に交付税も含めてどういう財政措置が可能なのか具体的に検討すべき。

#### 西尾勝会長（東京都市研究所理事長）

- ・ 税源移譲しないで交付税措置というのは、従来の流れから完全に逆行している。税源移譲で対応すべき。交付金で対応するのは不自然。
- ・ 税源移譲だけで済まないので、交付税措置を伴わなければならない。

### 議論の進め方について

#### 総務省自治税務局濱田企画課長（事務局説明）

- ・ 今後、指定都市側から具体的提案があれば、それに対して関係道府県がどう考えるか議論し、コンセンサスを図っていくのではないかと。

#### 辻琢也委員（一橋大学教授）

- ・ 今後、（地制調として）具体的にどこまで詰めるのか、議論が必要。

#### 太田匡彦委員（東京大学教授）

- ・ 地制調が税源移譲か交付金かというところまで議論するのはわかるが、税目まで議論すべきなのか。